

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第八十五条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する  
命令案新旧対照表

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第八十五条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令（平成八年総理府・運輸省令第二号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保証書）</p> <p>第五条 保証書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 第五号の額の担保金が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六 十九条第一項第二号イに規定する期間内に本邦通貨で提供される ことを保証する旨</p> <p>八・九 （略）</p>	<p>（保証書）</p> <p>第五条 保証書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 第五号の額の担保金が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第二 十八条第一項第二号イに規定する期間内に本邦通貨で提供される ことを保証する旨</p> <p>八・九 （略）</p>